

各県立学校長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置の延長に伴う
県立学校の感染症対策の一層の徹底について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

本県では令和3年4月20日から5月11日まで、さいたま市及び川口市を対象区域として、まん延防止等重点措置を実施し、4月28日からは適用地域に13市町を追加して計15市町に拡大しました。しかし、引き続き新規陽性者数は高い水準にあるため、国は5月7日に本県のまん延防止等重点措置の期間を5月31日まで延長することを決定しました。

これに基づき、県では5月8日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置の延長に伴う教育関係の対応」（添付資料1）を決定し、教育局では「まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の部活動について」（添付資料2）を策定しました。

なお、令和3年5月7日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡（添付資料3）により、改訂された基本的対処方針に基づくとともに、改めて感染対策の徹底が求められています。

各校においては、添付資料1～3を教職員に周知するとともに、これらに基づき感染症対策を一層徹底するようお願いします。

記

1 留意事項

- ・ 新型コロナウイルスについては、変異株の若年層への感染力が従来株と比べると強い可能性があることや屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案も確認されているため、県立学校においては、対象区域に関わらず、これまで以上の危機感を持って、屋外においても十分な感染症対策を講じるなど、感染症対策を一層徹底した上で、教育活動を継続すること。
- ・ 部活動だけではなく、学校教育活動全般において、児童生徒の健康観察及び体調の把握を改めて徹底するとともに、発熱等の風邪症状がある場合等には登校しないことを一層徹底すること。
- ・ 部活動においては、添付資料2に基づく活動を徹底するとともに、感染拡大が今後

の活動や大会の実施に影響を与えかねないことを踏まえ、これまで以上に活動中及び活動前後の更衣や下校時の寄り道による飲食の禁止等の感染症対策と指導を一層徹底すること。

- ・ 教職員についても、日々の健康観察等の感染症対策を一層徹底すること。

2 部活動について

- ・ 課業日のうち2日以内、1回90分程度の活動とする。

ただし、運動部においては、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、日本中学校体育連盟、埼玉県特別支援学校体育連盟及び日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催する大会及びその予選会、文化部においては、全国高等学校文化連盟及び各種連盟が主催する大会及びその予選会に出場する場合は、大会当日から起算して14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動を認める。

- ・ その他の事項は添付資料2及び3等を参照すること。

3 添付資料

- (1) 第51回新型コロナウイルス対策本部会議資料（教育局部分を抜粋）
- (2) 「まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の部活動について」
- (3) 令和3年5月7日付け令和3年5月7日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」
- (4) 令和3年5月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更等について」（写）

【運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963